

税で明るい社会

私たちの生活は、国や県、市町村の公共サービスと深く結びついています。そしていろいろな公共サービスを受けながら毎日を暮らしています。

これらの公共サービスを行うための大切な財源は、みなさんの納めた税金で賄われています。

今年も確定申告・住民税申告の時期を迎え、申告にあたっての手続き等についてお知らせします。



申告書の提出はお早めに

今年も申告の時期が近づいてきましたが、決算はお済みですか。

今年の申告書提出期間は、2月16日から3月15日までです。

この申告は、平成10年中の所得を申告するものです。これにより、平成10年分の町県民税、国民健康保険税の課税基礎になるとともに、各種証明の発行や国民健康保険税の軽減、老齢福祉年金、老人医療、児童福祉手当などの給付にも必要な資料となります。収入の有無にかかわらず、必ず申告してください。

町では、2月16日から3月15日まで次のとおり申告相談及び申告書作成のお手伝いを行います。

日時・会場

2月16日(火)～2月25日(木)
 2月26日(金)～3月15日(月)
 役場第1・2会議室
 いずれも午前9時から午後4時(土・日を除く)

2月は4地区に分けて

重点的に

2月中については、地区ごとに相談日を指定し、重点的に行います。なお、指定日に都合がつかない方については、他の日でも順次相談を行います。

地区	相談日
日吉地区	2月16日(火)・24日(水)
南条地区	2月17日(水)・25日(木)
東陽地区	2月18日(木)・22日(月)
白浜地区	2月19日(金)・23日(火)

3月になりますと大変混雑しますので、お早めにご来場ください。

持参するもの

○事業所得(営業・農業等)の方は、収入金額や必要経費のわかる伝票、帳簿類、通帳などと償却資産関係のわかるもの

○お勤めの方は源泉徴収票の領収書

○生命保険料及び個人年金支払証明書

○損害保険料支払証明書
 ○小規模企業共済掛金支払証明書

○印かん
 ○その他申告に必要なもの
 ※なお、還付申告書は、2月16日以前でも提出することができます。

税務署からのお知らせ

確定申告相談(指導)方法が変わります

税務署では、平成10年分の確定申告から、個別相談(代筆)から自分で記載をしていただく自書作成指導に変わり、「自書作成コーナー」などを設けて書き方のアドバイスを行いますので、早めのご来署をお願いします。

特別減税を忘れずに!

- ・本人.....38,000円
 - ・控除対象配偶者と扶養親族1人につき.....19,000円
- (所得税額を超える場合は、その所得税額が限度となります。)

税務署の出張相談

- 譲渡・所得税・消費税
- ・2月26日(金)・3月10日(木)
 - ・午前9時30分～午後4時
 - ・役場第1・2会議室

税理士による無料相談

- ・3月1日(月)
- ・午前9時30分～午後3時30分
- ・役場第1・2会議室

所得税の納期限は3月15日(月)です。お近くの金融機関で納付してください。納付には便利な口座振替をご利用ください。